平成２２年（フ）第２４９号
宮城県岩沼市里の杜３丁目18番20号
債務者　大場　智子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２５９号
仙台市宮城野区原町５丁目10番80号　クレフォートメゾンＡ棟105
債務者　鄭　　幸子（通称名松本幸子）
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２６２号
仙台市泉区将監６丁目３番５―16号
債務者　保坂　　嵩
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３号
宮城県大崎市古川駅前大通６丁目３番56号
債務者　佐藤　陽子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２７号
宮城県栗原市一迫柳目字中の向97番地35
債務者　三塚　春美
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第３５号
宮城県栗原市志波姫堀口宮中64番地８、従前の住所宮城県栗原市築館宮野中央１丁目16番地11　コーポ齋藤Ｄ棟
債務者　岩渕　陽一
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
宮城県大崎市岩出山字東御名掛101番地１
債務者　高橋　英一
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
秋田市新屋勝平台28番10号　コーポ勝平台101号
債務者　秋田美穂子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６９号
秋田市手形山西町１番３―301号
債務者　鈴木真由美
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７３号
秋田市手形山南町13番３号
債務者　鈴木　　博
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９号
秋田県大館市池内字中台２番地６
債務者　斎藤　和子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第１１号
山形県新庄市本町４番37号　遅澤アパート
債務者　横山　茂雄
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第１２号
山形県最上郡舟形町長者原305番地
債務者　叶内　秀一
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第１３号
山形県新庄市末広町６番41号　大類アパート
債務者　柿崎ひとみ
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第１４号
山形県最上郡金山町大字下野明231番地
債務者　岸　　和宏
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第２７号
茨城県北茨城市中郷町汐見ケ丘２丁目1259番地の191
債務者　成瀬　慎一
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第３０号
茨城県日立市多賀町１丁目６番17号
債務者　古橋　勝久
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第３５号
茨城県北茨城市大津町北町768番地
債務者　鉄　　弘通
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
水戸地方裁判所日立支部